

第二号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の二十四の項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、十一の項から二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次のように加える。

十一 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において五日(当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

第八条第二項中「十六の項、十八の項及び二十一の項から二十三の項まで」を「十一の項、十七の項、十九の項及び二十二の項から二十四の項まで」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第五号中「健康診断書」の下に「の写し」を加え、同項第六号中「資料」の下に「(第二項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。)」を加える。

第十六条第二項中「任期が六箇月未満」を「前項第一号の規定の適用については、任期

が六箇月未満」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 期末手当の基準日の属する会計年度に県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として任用されていた者で当該基準日前の日を任期の末日としていたものが当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における現在の任期の前に
 おいて在職した期間

第二十五条第一項中「会計年度任用職員」の下に「（別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。）」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同条第二項中「十一の項」を「九の項」に、「十二の項」を「十の項」に、「十三の項」を「十一の項」に、「十四の項」を「十二の項」に、「別表第三の上欄」を「同表の上欄」に改め、後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

4 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができない。

六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において五日（当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間

七 六週間（多胎妊娠の場合にあつては）
 出産の日までの申し出た期間

<p>は、十四週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が申し出た場合</p>	
<p>八 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>九 配偶者が出産する場合</p>	<p>配偶者の出産に係る入院の日から出産日以後二週間を経過する日までの間において、二日（勤務日ごとの勤務時間の時間が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>十 配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日（勤務日ごとの勤務時間の時間が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>

別表第三の二の項中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考

二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び次項において同じ。」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「子（」の下に「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び」を加え、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を十の項とし、十三の項を十一の項とし、十四の項を十二の項とする。

第一号様式中

フリガナ	
住所	(通勤手段： 所要時間： 分)

を

フリガナ	
住所	(通勤手段： 所要時間： 分)
E-mail	

に

改める。

第三号様式中「 健康診断書」の次に「の写し」を加え、「基礎資料」を「基礎となる資料」にする。

- ・短期間等職員及び第3条第2項第1号の規定により再度任用される職員については、健康診断書の添付は不要とする。

を

- ・短期間等職員については健康診断書の写しの添付は不要とし、第3条第2項第1号の規定により再度任用される職員については健康診断書の写し及び報酬額算定の基礎となる資料の添付は不要とする。

に

改める。

第五号様式中

「 (2) その他の休暇

① 有給休暇

風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合

② 無給休暇

公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

③ 休業（無給）

育児休業、部分休業

「 (2) その他の休暇

改める。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第五号中「健康診断書」の下に「の写し」を加える。

第十条第一項中「八の項」を「六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに別表第一及び別表第二において同じ。）が六箇月上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第一の十一の項」に、「別表第一の上欄」を

に

を

「同表の上欄」に改め、同条第二項中「（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。）」を削り、「別表第二の上欄」を「同表の上欄」に改め、同条第三項中「八の項」を「六の項及び九の項から十一の項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 別表第一の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第二の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第一中九の項を十二の項とし、同表の八の項中「（昭和二十六年大分県条例第三十五号）」を削り、同項を同表の十一の項とし、同表の七の項中「職員から」を「女性職員から」に改め、同項を同表の八の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>九 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合</p>	<p>出産予定日から起算して四週間前（その日前に出産のため入院したときは、入院した日）から出産日以後二週間を経過する日までの間において、三日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>

別表第一の六の項中「女性職員」を「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の五の項の次に次のように加える。

<p>六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>任用期間において五日（当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
---	---

別表第二の人の項中「（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第一号様式（その一）中

住所	フリガナ		
	〒	-	(通勤手段： 所要時間： 分)

を

住所	フリガナ		
	〒	-	(通勤手段： 所要時間： 分)
E-mail			

に

改める。

第三号様式中「⑤ 健康診断書」の次に「の写し」を加え、「は第四条第一項第一号」を「の写しは第三条第一項第一号」に改める。

第五号様式（その一）中「第五号様式（その一）」を「第五号様式」に

「 (2) その他の休暇

① 有給休暇

風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合

② 無給休暇

公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間

③ 休業（無給）

部分休業

を

「 (2) その他の休暇

に改める。

第五号様式（その二）を削る。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、不妊治療のための休暇の新設等を行うとともに、その他所要の改正を行いたいので提案する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																			
<p>第一条〜第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>	<p>第一条〜第七条（略）</p> <p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td>原因</td> <td>特に承認を与える期間</td> </tr> <tr> <td>一〜十（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>十一 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間</td> </tr> <tr> <td>十二〜二十四（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二十五 前各項に準ずる原因</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	原因	特に承認を与える期間	一〜十（略）	（略）	十一 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間	十二〜二十四（略）	（略）	二十五 前各項に準ずる原因	（略）	<table border="1"> <tr> <td>原因</td> <td>特に承認を与える期間</td> </tr> <tr> <td>一〜十（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>十一〜二十三（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二十四 前各号に準ずる原因</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	原因	特に承認を与える期間	一〜十（略）	（略）	（新設）	（新設）	十一〜二十三（略）	（略）	二十四 前各号に準ずる原因	（略）
原因	特に承認を与える期間																				
一〜十（略）	（略）																				
十一 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間																				
十二〜二十四（略）	（略）																				
二十五 前各項に準ずる原因	（略）																				
原因	特に承認を与える期間																				
一〜十（略）	（略）																				
（新設）	（新設）																				
十一〜二十三（略）	（略）																				
二十四 前各号に準ずる原因	（略）																				
<p>2 前項の表の十一の項、十七の項、十九の項及び二十二の項から二十四の項までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第八条の二〜第十一条の二（略）</p>	<p>2 前項の表の十六の項、十八の項及び二十一の項から二十三の項までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第八条の二〜第十一条の二（略）</p>																				

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 所属長は、選考の結果適当と認めた場合は、会計年度任用職員任用内申書（第三号様式。学校に配置する場合にあつては、教育人事課長が別に定める様式）に、次に掲げる書類等を添えて、県教育委員会に内申するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 健康診断書の写し（任期が六箇月未満の者及び一箇月当たりの勤務時間が六十五時間以下の者であつて教育人事課長が指定するもの（以下「短期間等職員」という。）並びに第二項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）</p> <p>六 報酬額（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年大分県条例第四十四号。以下「技能労務職員給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「技能労務職員」という。）にあつては、給料の額）算定の基礎となる資料（第二項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）</p> <p>6～10（略）</p> <p>第四条～第十五条（略）</p> <p>（報酬条例第二条第一項の任命権者が定めるもの等）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 所属長は、選考の結果適当と認めた場合は、会計年度任用職員任用内申書（第三号様式。学校に配置する場合にあつては、教育人事課長が別に定める様式）に、次に掲げる書類等を添えて、県教育委員会に内申するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 健康診断書（任期が六箇月未満の者及び一箇月当たりの勤務時間が六十五時間以下の者であつて教育人事課長が指定するもの（以下「短期間等職員」という。）並びに第二項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）</p> <p>六 報酬額（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年大分県条例第四十四号。以下「技能労務職員給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「技能労務職員」という。）にあつては、給料の額）算定の基礎となる資料</p> <p>6～10（略）</p> <p>第四条～第十五条（略）</p> <p>（報酬条例第二条第一項の任命権者が定めるもの等）</p>

第十六条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大分県条例第四号。以下「報酬条例」という。）第二条第一項及び技能労務職員給与条例第十二条の二第三項の任命権者が定めるものは、次に掲げる者とする。

一 任期（第四条第二項の規定により任期が更新された場合は、更新後のもの。次項において同じ。）が六箇月未満の者

二 四（略）

2 前項第一号の規定の適用については、任期が六箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六箇月以上となるものは、任期が六箇月以上の者とみなす。

一 期末手当の基準日の属する会計年度の前会計年度に県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として任用されていた者が当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における当該前会計年度の会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間

二 期末手当の基準日の属する会計年度に県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として任用されていた者で当該基準日前の日を任期の末日としていたものが当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における現在の任期の前において在職した期間

三 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる職員（以下この条及び次条において「職員等」という。）が当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等としての引き続きいた在職期間

第十七条 第二十四条（略）

第十六条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大分県条例第四号。以下「報酬条例」という。）第二条第一項及び技能労務職員給与条例第十二条の二第三項の任命権者が定めるものは、次に掲げる者とする。

一 任期（第四条第二項の規定により任期が更新された場合は、更新後のもの。次項において同じ。）が六箇月未満の者

二 四（略）

2 任期が六箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六箇月以上となるものは、任期が六箇月以上の者とみなす。

一 期末手当の基準日の属する会計年度の前会計年度に県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員として任用されていた者が当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における当該前会計年度の会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間
（新設）

二 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる職員（以下この条及び次条において「職員等」という。）が当該基準日まで引き続いて会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等としての引き続きいた在職期間

第十七条 第二十四条（略）

(年次有給休暇以外の休暇)

第二十五条 所属長は、会計年度任用職員(別表第二の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄 に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、会計年度任用職員(別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の九の項 及び十の項 に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の十一の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員に、同表の十二の項に掲げる場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員であつて県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であるものに限る。)に対し、同表の上欄 に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用し

(年次有給休暇以外の休暇)

第二十五条 所属長は、会計年度任用職員(別表第二の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 に対し、

2 所属長は、会計年度任用職員(別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の十一の項及び十二の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の十三の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員に、同表の十四の項に掲げる場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員であつて県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が一年以上であるものに限る。)に対し、別表第三の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。この場合において、同表の七の項、十一の項及び十二の項に掲げる場合で、一時間を単位として使用した無給の休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

(新設)

た休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

4 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
一〇五 (略)	(略)
六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)において五日(当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
七 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性の会計年度任用	出産の日までの申し出た期間

(新設)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
一〇五 (略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

<p>職員（以下「女性職員」とい う。）が申し出た場合</p>	<p>出産の日の翌日から八週間を 経過する日までの期間（産後 六週間を経過した女性職員が 就業を申し出た場合におい て、医師が支障がないと認め た業務に就く期間を除く。）</p>	<p>八 女性職員が出産した場合</p>	<p>配偶者の出産に係る入院の日 から出産日以後二週間を経過 する日までの間において、二 日（勤務日ごとの勤務時間の 時間数が同一でない会計年度 任用職員にあつては、その者 の勤務時間を考慮し、教育人 事課長の定める時間）を超え ない範囲内でその都度必要と 認める日又は時間</p>	<p>九 配偶者が出産する場合</p>	<p>（新設）</p>	<p>十 配偶者が出産する場合であつ て、当該出産に係る子（職員の 休日休暇及び勤務時間等に関す る条例（昭和二十六年大分県条 例第三十五号）第十条第一項第 二号の表の備考二において子に 含まれるものとされる者を含 む。以下この項及び別表第三の 八の項において同じ。）又は小</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
-------------------------------------	---	----------------------	---	---------------------	-------------	---	-------------	-------------	-------------

		別表第三(第二十五条関係)	
	原因	休暇の期間	
	一 (略)	(略)	
	二 負傷又は疾病(公務上のものを除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合	一の年度 において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間	十一 (略)
三〇七 (略)	(略)	(略)	十一 (略)
(削る)	(削る)	(削る)	十一 (略)
			学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。
			間)を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間

		別表第三(第二十五条関係)	
	原因	休暇の期間	
	一 (略)	(略)	
	二 負傷又は疾病(公務上のものを除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合	一の年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間	六 (略)
三〇七 (略)	(略)	(略)	六 (略)
八 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	九 女性職員が出産した場合	出産の日までの申し出た期間	六 (略)
		出産の日の翌日から八週間を	

<p>八 生後一年に達しない子</p>	<p>を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>一日二回各々三十分</p>	<p>一の年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内の日又は時間</p>
<p>十一 生後一年に達しない子（職員</p>	<p>の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>経過する日までの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）</p> <p>一日二回各々三十分</p>	<p>十一 小学校就学の始期に達するまでの子（職員</p> <p>一の年度において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内の日又は時間</p>

<p>十〇十二 (略)</p>	<p>その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条の健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診査若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>十二〇十四 (略)</p>	<p>その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条の健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診査若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>(略)</p>	

第1号様式 (第3条関係)

会計年度任用職員申込書

[年 月 日記入]		写真 (3×4cm)	
業務内容 (職種)			
勤務課所 (事業所名)			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)	電話番号	
住所	フリガナ 〒 - (通勤手段: 所要時間: 分)		
E-mail			
学歴・職歴	始期	学歴・職歴	終期
	年 月		年 月
	年 月	大分県職員 (臨時的任用職員・非常勤の職を含む) としての職歴	年 月
資格・免許	資格・免許	[パソコンスキル]	
年 月		・Word又は一太郎 (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)	
		・Excel (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)	
志望動機			
その他申告事項			
[欠格事由に関する申告] 以下の地方公務員法第16条に定める採用の欠格事由に 該当しない場合は、右の口にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			

第1号様式 (第3条関係)

会計年度任用職員申込書

[年 月 日記入]		写真 (3×4cm)	
業務内容 (職種)			
勤務課所 (事業所名)			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日 (歳)	電話番号	
住所	フリガナ 〒 - (通勤手段: 所要時間: 分)		
学歴・職歴	始期	学歴・職歴	終期
	年 月		年 月
	年 月	大分県職員 (臨時的任用職員・非常勤の職を含む) としての職歴	年 月
資格・免許	資格・免許	[パソコンスキル]	
年 月		・Word又は一太郎 (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)	
		・Excel (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)	
志望動機			
その他申告事項			
[欠格事由に関する申告] 以下の地方公務員法第16条に定める採用の欠格事由に 該当しない場合は、右の口にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			

第3号様式 (第3条関係)

会計年度任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

教育人事課長 殿

所属長

下記のとおり任用候補者を会計年度任用職員に任用したいので、関係書類を添えて内申します。

記

任用候補者	業 務 内 容	任 用 期 間	公募の有無	備 考
		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(応募 名) <input type="checkbox"/> 無(第 号該当)	
		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(応募 名) <input type="checkbox"/> 無(第 号該当)	
		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(応募 名) <input type="checkbox"/> 無(第 号該当)	

※添付書類

- 辞令案
- 会計年度任用職員申込書の写し (任用候補者のもの。以下同じ。)
- 会計年度任用職員選考評価票の写し又は会計年度任用職員面談・人事評価調書の写し
- 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
- 健康診断書の写し
- 報酬額算定の基礎となる資料
- その他

(注)

- ・公募によらないで選考を実施した場合は、第3条第2項各号のうち該当する号を記入すること。
なお、同項第2号に掲げる事由に該当する場合は、公共職業安定所に提出した求人票の写し又は不採用とした者の会計年度任用職員選考評価票の写しを添付すること。
- ・短期間等職員については健康診断書の写しの添付は不要とし、第3条第2項第1号の規定により再度任用される職員については健康診断書の写し及び報酬額算定の基礎となる資料の添付は不要とする。

第3号様式 (第3条関係)

会計年度任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

教育人事課長 殿

所属長

下記のとおり任用候補者を会計年度任用職員に任用したいので、関係書類を添えて内申します。

記

任用候補者	業 務 内 容	任 用 期 間	公募の有無	備 考
		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(応募 名) <input type="checkbox"/> 無(第 号該当)	
		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(応募 名) <input type="checkbox"/> 無(第 号該当)	
		年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(応募 名) <input type="checkbox"/> 無(第 号該当)	

※添付書類

- 辞令案
- 会計年度任用職員申込書の写し (任用候補者のもの。以下同じ。)
- 会計年度任用職員選考評価票の写し又は会計年度任用職員面談・人事評価調書の写し
- 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
- 健康診断書
- 報酬額算定の基礎資料
- その他

(注)

- ・公募によらないで選考を実施した場合は、第3条第2項各号のうち該当する号を記入すること。
なお、同項第2号に掲げる事由に該当する場合は、公共職業安定所に提出した求人票の写し又は不採用とした者の会計年度任用職員選考評価票の写しを添付すること。
- ・短期間等職員及び第3条第2項第1号の規定により再度任用される職員については、健康診断書の添付は不要とする。

第5号様式（第3条関係）

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書	
殿	
1 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）
2 任期	年 月 日から 年 月 日までとする。
3 条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。 条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。
4 勤務課所	
5 業務内容	
6 報酬/給料	円とする。
7 報酬の支払	支給事由の生じた月の分を翌月10日（10日が閉庁日である場合は、翌閉庁日）に支給
8 手当等	通勤費用の弁償、期末手当（※支給において必要な要件を満たしている場合に限る。） （任期の途中で報酬・給料及び手当等について改定されることがある。）
9 社会保険	法令の定めるところによる。
10 勤務時間	ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の割振りの変更を行う場合がある。
11 時間外勤務	なし（災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合を除く。）
12 休憩時間	
13 勤務日	
14 休日	
15 休暇等	(1) 年次有給休暇 日 時間 (付与日数 日、繰越日数 日 時間) (2) その他の休暇
16 退職	任期満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
17 分限・懲戒	(1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。 (2) 次に該当する場合は免職されることがある。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行う。 ①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。 ②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
18 災害補償	法令又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
19 再度の任用	任期満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ、勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一の任期の限度として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
20 その他特記事項	※勤務労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。 年 月 日 所 属 長
私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。	
年 月 日 大分県教育委員会 殿 氏名	

第5号様式（第3条関係）

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書	
殿	
1 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）
2 任期	年 月 日から 年 月 日までとする。
3 条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。 条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。
4 勤務課所	
5 業務内容	
6 報酬/給料	円とする。
7 報酬の支払	支給事由の生じた月の分を翌月10日（10日が閉庁日である場合は、翌閉庁日）に支給
8 手当等	通勤費用の弁償、期末手当（※支給において必要な要件を満たしている場合に限る。） （任期の途中で報酬・給料及び手当等について改定されることがある。）
9 社会保険	法令の定めるところによる。
10 勤務時間	ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の割振りの変更を行う場合がある。
11 時間外勤務	なし（災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合を除く。）
12 休憩時間	
13 勤務日	
14 休日	
15 休暇等	(1) 年次有給休暇 日 時間 (付与日数 日、繰越日数 日 時間) (2) その他の休暇 ①有給休暇 風水震災等による出勤困難、公民権行使、官公署出頭、昇引休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合 ②無給休暇 公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇 ③休業（無給） 育児休業、部分休業
16 退職	任期満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
17 分限・懲戒	(1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。 (2) 次に該当する場合は免職されることがある。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行う。 ①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。 ②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
18 災害補償	法令又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
19 再度の任用	任期満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ、勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一の任期の限度として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
20 その他特記事項	※勤務労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。 年 月 日 所 属 長
私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。	
年 月 日 大分県教育委員会 殿 氏名	

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第8号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p>
<p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>（任用）</p> <p>第三条（略）</p>
<p>2～3（略）</p> <p>4 所属長は、選考の結果適当と認めたときは、臨時的任用職員任用内申書（第三号様式。学校に配置する場合にあつては、教育人事課長が別に定める様式）に、次に掲げる書類等を添えて、県教育委員会に内申するものとする。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>2～3（略）</p> <p>4 所属長は、選考の結果適当と認めたときは、臨時的任用職員任用内申書（第三号様式。学校に配置する場合にあつては、教育人事課長が別に定める様式）に、次に掲げる書類等を添えて、県教育委員会に内申するものとする。</p> <p>一～四（略）</p>
<p>五 健康診断書の写し（第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）</p> <p>5～9（略）</p>	<p>五 健康診断書（第一項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）</p> <p>5～9（略）</p>
<p>第四条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p>	<p>第四条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p>
<p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の六の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに別表第一及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に、別表第一の十一の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職</p>	<p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の八の項</p> <p>に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職</p>

に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。
 () に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員(別表第二の二の項に掲げる場合)にあっては任用期間

が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。() に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第一の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第二の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

4 別表第一の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第二の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第十一条〜第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

区分	休暇の期間
一〜五 (略)	(略)
六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	任用期間において五日(当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療

に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。
 () に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員(別表第二の二の項に掲げる場合)にあっては任用期間(任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。)が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十の項に掲げる場合にあつては県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。() に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第一の八の項 並びに別表第二の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

(新設)

第十一条〜第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

区分	休暇の期間
一〜五 (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>七 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が申し出た場合</p>	<p>に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内でのその都度必要と認める日又は時間 出産日までの申し出た期間</p>
<p>八 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した女性職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。）</p>
<p>九 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合</p>	<p>出産予定日から起算して四週間前（その日前に出産のため入院したときは、入院した日）から出産日以後二週間を経過する日までの間において、三日を超えない範囲内でのその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>十 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第</p>	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前（前）の日から出産日以後八週間を経過する日までの間において、五日を超えない範囲</p>
<p>六 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員 が申し出た場合</p>	<p>出産日までの申し出た期間</p>
<p>七 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

<p>二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第二の八の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>内でその都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>十一 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例 第十條第一項 第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条若しくは第十三</p>	<p>任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日を超えない範囲内での都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>八 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十條第一項 第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条若しくは第十三</p>	<p>任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日を超えない範囲内での都度必要と認められる日又は時間</p>

別表第一(第十条関係)		別表第一(第十条関係)	
九・十 (略)	<p>る授乳等を行う場合</p> <p>の保育のために必要と認められ</p> <p>ての臨時的任用職員が、その子</p> <p>を育</p>	(略)	<p>区分</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 生後満一年に達しない子</p>
(略)		(略)	
九・十 (略)	<p>る授乳等を行う場合</p> <p>の保育のために必要と認められ</p> <p>ての臨時的任用職員が、その子</p> <p>を育</p> <p>下この項において同じ。を育</p> <p>るものとしてされる者を含む。以</p> <p>ての臨時的任用職員が、その子</p> <p>の保育のために必要と認められ</p>	(略)	<p>区分</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 生後満一年に達しない子(職</p> <p>員の休日休暇及び勤務時間等に</p> <p>関する条例第十条第一項第二号</p> <p>の表の備考二において子に含ま</p> <p>れるものとされる者を含む。以</p> <p>下この項において同じ。を育</p>
(略)		(略)	
九 (略)	<p>添いのため勤務しないことが相</p> <p>健康診断若しくは予防接種の付</p> <p>当であると認められる場合</p>	(略)	<p>区分</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 生後満一年に達しない子(職</p> <p>員の休日休暇及び勤務時間等に</p> <p>関する条例第十条第一項第二号</p> <p>の表の備考二において子に含ま</p> <p>れるものとされる者を含む。以</p> <p>下この項において同じ。を育</p>
(略)		(略)	
十二 (略)	<p>添いのため勤務しないことが相</p> <p>健康診断若しくは予防接種の付</p> <p>当であると認められる場合</p>	(略)	<p>区分</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 生後満一年に達しない子</p>
(略)		(略)	

第1号様式（その1）（第3条関係）

臨時的任用職員申込書

業務内容 (職種)		フリガナ		写真 (3×4cm)
勤務課所 (事業所名)		氏名		
生年月日	年 月 日 (歳)	電話番号		
住所	フリガナ 〒 - (通勤手段: 所要時間: 分)			
E-mail				
学歴・職歴	始期	学歴・職歴		終期
	年 月			年 月
	年 月	大分県職員（臨時的任用職員・非常勤職員含む）としての職歴		年 月
資格・免許	年 月	資格・免許	[パソコンスキル]	
			・ Word又は一太郎 (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・ Excel (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)	
志望動機				
その他申告事項				
[欠格事由に関する申告] 以下の地方公務員法第16条に定める任用の欠格事由に 該当しない場合は、右の口にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者				

第1号様式（その1）（第3条関係）

臨時的任用職員申込書

業務内容 (職種)		フリガナ		写真 (3×4cm)
勤務課所 (事業所名)		氏名		
生年月日	年 月 日 (歳)	電話番号		
住所	フリガナ 〒 - (通勤手段: 所要時間: 分)			
学歴・職歴	始期	学歴・職歴		終期
	年 月			年 月
	年 月	大分県職員（臨時的任用職員・非常勤職員含む）としての職歴		年 月
資格・免許	年 月	資格・免許	[パソコンスキル]	
			・ Word又は一太郎 (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・ Excel (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)	
志望動機				
その他申告事項				
[欠格事由に関する申告] 以下の地方公務員法第16条に定める任用の欠格事由に 該当しない場合は、右の口にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者				

第3号様式（第3条関係）

臨時的任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

殿

所属長

下記のとおり職員の臨時的任用を行いたいので、発令されるよう内申します。

記

1 任用しようとする職
勤務課所名
職務内容等

2 被代替職員について
被代替職員職氏名
欠員となる理由
欠員となる期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 任用しようとする者
氏 名
任用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- ① 辞令案
- ② 臨時的任用職員申込書の写し
- ③ 臨時的任用職員任用選考評価票又は臨時的任用職員面談・人事評価調書の写し
- ④ 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
- ⑤ 健康診断書の写し

※健康診断書の写しは第3条第1項第1号に該当する場合を除く。

第3号様式（第3条関係）

臨時的任用職員任用内申書

第 年 月 日 号

殿

所属長

下記のとおり職員の臨時的任用を行いたいので、発令されるよう内申します。

記

1 任用しようとする職
勤務課所名
職務内容等

2 被代替職員について
被代替職員職氏名
欠員となる理由
欠員となる期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 任用しようとする者
氏 名
任用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- ① 辞令案
- ② 臨時的任用職員申込書の写し
- ③ 臨時的任用職員任用選考評価票又は臨時的任用職員面談・人事評価調書の写し
- ④ 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し
- ⑤ 健康診断書

※健康診断書は第4条第1項第1号に該当する場合を除く。

第5号様式 (第3条関係)

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 勤務課所
- 4 給与
- 5 給与の支払 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
- 6 手当 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
(任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。)
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 時間外勤務 正規職員に準ずる。
- 10 休憩時間 正規職員に準ずる。
- 11 休日 正規職員に準ずる。
- 12 職務 正規職員に準ずる。
- 13 休暇等 (1) 年次有給休暇 日 時間
(付与日数 日、繰越日数 日 時間)
(2) その他の休暇
- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

第5号様式(その1) (第3条関係)

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 勤務課所
- 4 給与
- 5 給与の支払 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
- 6 手当 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
(任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。)
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 時間外勤務 正規職員に準ずる。
- 10 休憩時間 正規職員に準ずる。
- 11 休日 正規職員に準ずる。
- 12 職務 正規職員に準ずる。
- 13 休暇等 (1) 年次有給休暇 日 時間
(付与日数 日、繰越日数 日 時間)
(2) その他の休暇
①有給休暇
風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、
産前産後休暇、子の看護休暇及び教育人事課長が特に必要と認める場合
②無給休暇
公務傷病、病気休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、
育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
③休業(無給)
部分休業
- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

(削除)

第5号様式(その2) (第3条関係)

同意書兼宣誓書

殿

- 1 任用根拠
- 2 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 勤務課所
- 4 給与
- 5 給与の支払 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
- 6 手当 職員の給与に関する条例の定めるところによる。
(任期の途中で給料及び手当等について改定されることがある。)
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 時間外勤務 正規職員に準ずる。
- 10 休憩時間 正規職員に準ずる。
- 11 休日 正規職員に準ずる。
- 12 職務 正規職員に準ずる。
- 13 休暇等 (1) 年次有給休暇 日 時間
(付与日数 日、繰越日数 日 時間)
(2) その他の休暇
 - ①有給休暇
風水震災等による出退勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇、
公務災害による休暇、生理休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び
教育人事課長が特に必要と認める場合
 - ②無給休暇
病気休暇、母性健康管理休暇、育児時間、短期の介護休暇及び介護時間
 - ③休業(無給)
部分休業
- 14 退職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。
- 15 懲戒 正規職員に準ずる。
- 16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。
- 17 再度の任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であって、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、一の任用期間を1会計年度の範囲内として公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。
- 18 その他特記事項 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、臨時的任用職員の管理に関する規則の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、臨時的任用職員として任用されることに当たり、上記勤務労働条件に同意しました。
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県教育委員会 殿

氏名

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正の概要

1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

2 改正理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、不妊治療のための休暇の新設等を行うとともに、その他所要の改正を行うもの

3 主な改正内容

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則
 - ① 不妊治療休暇（以下「出生サポート休暇」という。）の項の新設（第8条関係）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則
 - ① 休暇制度に関する規定の改正
 - ア 出生サポート休暇、出産補助休暇及び育児参加休暇の新設（別表第2及び第25条関係）
 - イ 産前産後休暇を無給休暇から有給休暇に変更（別表第2、別表第3及び第25条関係）
 - ② その他所要の改正
 - ア 任用関係書類の簡略化（第3条第5項第5号及び第6号関係）
 - イ 同一の会計年度内で会計年度任用職員として任用された場合における任期の特例の明確化（第16条第2項第2号関係）
 - ウ E-mailアドレスを記載する欄の追加（第1号様式）
 - エ 任用関係書類の簡略化に伴う文言の修正（第3号様式）
 - オ 休暇制度変更の対応（第5号様式）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則
 - ① 休暇制度に関する規定の改正
 - ア 出生サポート休暇、出産補助休暇及び育児参加休暇の新設（別表第1関係）
 - イ 上記アの改正に伴い、第10条の規定及び別表第2の各項を整備
 - ② その他所要の改正
 - ア 任用関係書類の簡略化（第3条第4項第5号関係）
 - イ E-mailアドレスを記載する欄の追加（第1号様式（その1））
 - ウ 任用関係書類の簡略化に伴う文言の修正（第3号様式）
 - エ 休暇制度変更の対応（第5号様式（その1及び2））

4 施行期日

令和4年1月1日

休暇制度に関する規定の改正内容

【学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則】

改正時期	改正項目	休暇の種類	現 行	改正内容
R4.1.1	休暇の新設	不妊治療のための休暇	-	【新設】 ・原則年5日 ・頻繁な通院を要する場合 5日加算 ・取得単位は1日又は1時間 ・有給

【大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則】

改正時期	改正項目	休暇の種類	現 行	改正内容
R4.1.1	休暇の新設	不妊治療のための休暇	-	【新設】 ・原則年5日 ・頻繁な通院を要する場合 5日加算 ・取得単位は1日又は1時間 ・有給 ※継続的な勤務(6月以上の任期)が見込まれる場合のみ対象
		出産補助休暇	-	【新設】 ・入院日～産後2週間 ・2日(日又は時間) ・有給 ※継続的な勤務(6月以上の任期)が見込まれる場合のみ対象
		育児参加休暇	-	【新設】 ・産前6週間前～産後8週間 ・5日(日又は時間) ・有給 ※継続的な勤務(6月以上の任期)が見込まれる場合のみ対象
	有給化	産前・産後休暇	無給(産前6週～産後8週)	有給(産前6週間～産後8週間)

【大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則】

改正時期	改正項目	休暇の種類	現 行	改正内容
R4.1.1	休暇の新設	不妊治療のための休暇	-	【新設】 ・原則年5日 ・頻繁な通院を要する場合 5日加算 ・取得単位は1日又は1時間 ・有給 ※継続的な勤務(6月以上の任期)が見込まれる場合のみ対象
		出産補助休暇	-	【新設】 ・産前4週間～産後2週間 ・3日(日又は時間) ・有給 ※継続的な勤務(6月以上の任期)が見込まれる場合のみ対象
		育児参加休暇	-	【新設】 ・産前8週間前～産後8週間 ・5日(日又は時間) ・有給 ※継続的な勤務(6月以上の任期)が見込まれる場合のみ対象